

# 株式会社ケイハイ 一般事業主行動計画

当社は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、社員が仕事と家庭・子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるために、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間

## 2. 内容

目 標	子の看護等休暇制度を拡充する (子の対象年齢の拡大、休暇取得分の賃金を支給する制度など。)
-----	--

### 〈対策〉

2025年4月～

- ・制度の詳細に関する検討開始

2030年3月～

- ・制度の導入（育児介護休業規程の変更）、社内イントラネットによる社員への周知

以上